

決算特別委員会会議録

日時 平成22年10月18日(月) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午前11時47分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 中村 正則
副委員長 木村 富貴子
委員 前島 茂松 深沢 登志夫 土屋 直 高野 剛
渡辺 英機 山下 政樹 鈴木 幹夫 石井 脩徳
堀内 富久 白壁 賢一 金丸 直道 安本 美紀

委員欠席者 清水 武則 森屋 宏 進藤 純世 中込 博文

説明のため出席した者

商工労働部長 丹澤 博 産業立地室長 安藤 輝雄
商工労働部理事 山本 誠司 商工労働部次長 末木 浩一
商工労働部次長 八巻 哲也 産業立地室次長 小田切 一正
商工企画課長 佐野 芳彦 商業振興金融課長 赤池 隆広
産業支援課長 尾崎 祐子 労政雇用課長 望月 明雄
産業人材課長 二茅 達夫 産業立地推進課長 高根 明雄

出納局次長(会計課長事務取扱) 佐藤 浩一

議題 認第1号 平成21年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要 午前10時5分から午前11時47分まで商工労働部関係の部局審査を行った。

質疑 商工労働部関係

(職業能力開発施設の充実・強化について)

山下委員 主要施策成果説明書の43ページ10番の職業能力開発施設の充実・強化でございます。専門的技術の育成ということでやってきて、新たな職業能力開発施設の在り方ビジョンを策定したということですが、具体的にどのようなものなのか内容を教えてください。

二茅産業人材課長 県立職業能力開発施設の在り方検討委員会は昨年度3回開催しました。産業界、教育界等の有識者を集めた検討委員会で、産業技術短期大学校、また3つある訓練専門校についての課題や入校の状況、訓練の内容等を精査しまして、具体的には今の時代にマッチした訓練を今後どのようにやっていくのかということで、新たなビジョンを策定したわけです。

そんな中で、産業技術短期大学校は専門課程を実施しているんですけども、それを拡充する方向、普通課程については定員に満たない学科等もありますので、今後それらをどのように進めていくのか。また、委託した短期課程もあるわけですが、それらについては、民間機関の訓練の状況を踏まえてどのように見直して

いくのか。それから、産業界、教育界との連携を今後どのように進めて本県の人材を育成していくのか、そういった観点から意見をいただきまして、県としてのビジョンを構築したところであります。

山下委員

その程度のことだったら、はっきり言わせていただいて、前もずっとやっていたんじゃないですかね。今、別に新規事業で始まったわけではなくて、毎年毎年、そういった産業能力団体の方と工業学校をどう連携していくかという話も、2年も3年もかなり前から多分ずっとやってきたと思うんですね。

その中で今回この会議をやって、ここに書いてあるのは、検討すべき課題並びにその解決方法の方向性が定まったということです。であれば、それをはっきり言っていたいただきたいですね。今の話だと、要するに、そういう課題が見つかったという程度の話ですよ。今年どうしてもこの会議をやるだけの成果が得られたのか。これは決算ですから、いわゆるその成果が何かということが一番大切になってくるんじゃないかと思います。

そこで、今度は多分、ことし4月からの予算に、この定まった方向性を事業化、予算化したんだと思いますけれども、何かそういうものがあるんですね。

二茅産業人材課長 方向性とすれば、先ほど言いましたように、産業技術短期大学の専門課程の充実ということで、都留地区に富士東部地区のキャンパスを設置することとし、当初予算には土地の鑑定費、測量費等を計上しました。この9月議会には、その都留キャンパスの設計費を計上するとともに、用地取得等についての債務負担を設定したところであります。もう1つは、普通課程につきましては、今、都留と峡南にある高等技術専門校の役割等を見る中で、都留に新たな産短のキャンパスを設置ということですので、普通課程については峡南のほうに統合して再編していこうと、そんな方向になっています。

山下委員

わかりました。そう具体的に言っただけであれば、この会議をやって、そういった方向性を見出して来年度予算につなげて、ことし、その予算を使って一歩でも前に進んでいるんだという話になる。ありがとうございます。

(チャレンジマザーの就職支援について)

それで、もう1点。主要施策成果説明書の70ページなんですけれども、チャレンジマザーの就職支援について。先ほど言ったように、これは決算ですから、単純にお話しさせていただくと、13人が修了したわけですね。実際ほんとうに就職できた方は、多分把握していると思うんですけれども、何人いらっしゃる？

二茅産業人材課長 修了した13人のうち5人が就職しております。それ以外に、入校はしたが、就職するために退校した方が2名おまして、全体としては7人の就職につながっております。

山下委員

ちなみに、この事業は今年度予算もやっているのですか。

二茅産業人材課長 今年度も実施しております。

山下委員

13人のうち就職した人が5人、これはどうなのですか。当初、そちらが設定したのも、大体このぐらいだろうと思っているのですか。それとも、やっぱりちょっと少ないのですかね多いのですか。ちょっと感想だけ言ってください。

二茅産業人材課長 こちらの主要施策成果説明書の本文にもありますけれども、19年度以降56

人で、うち42人が就職ということで、75%の就職の実績があります。21年度についてはやはり雇用情勢が大変厳しいということでしたが、もうちょっと就職に結びつけたかったと考えております。

(産業集積の促進について)

金丸委員

商5ページの企業立地対策費の関係なんですけれども、成果説明書51ページには、助成制度の運用により、平成18年度から4年間で20企業が立地するとある。21年度の決算をやっているわけだけど、18年度からという表現をしているのは何か理由があるんですか。

高根産業立地推進課長 4年間で20企業ということが、どうしてここに載っているかということなんですけれども、この産業集積助成金は16年4月から始まりまして、ここまでするには、事業認定を行ったり、その後、企業個々の投資額等も定めまして、ずっと継続してやっております。そういう形の中で、この制度の運用によりまして、18年度の最初のスタートから4年間で20企業の立地の実績がありましたということで整理させていただきました。

今言いました、5件の産業集積助成金の運用につきましては、この21年度で助成した企業数が5件ということであります。

金丸委員

幾らですか。

高根産業立地推進課長 5社の合計で、9億2,710万円であります。

金丸委員

今、答えてもらったけれども、21年度は5社ということですね。この20社の企業立地というのは、どの地域に、どのようになっているのか。後でいいです、これは資料を提出していただければありがたいなと思います。

あとは、これによる雇用創出についてですが、地元雇用はどのようになっているのかという思いがあります。臨時、本務のどちらであっても、地元から雇用すればいいということなのか、その辺ちょっと明らかにしてください。

高根産業立地推進課長 まず1点目の、全体の雇用の中で県内の雇用者の比率がどのぐらいかということなんですけれども、平成21年度までに産業集積助成金は20社に助成をしまして、21年で整理がしてありませんので、現時点の状況になりますが、今年に入って、わらべや日洋まで加えますと、合計で792人の増加雇用に対して、県内の就職者が711人ですので、県内の雇用比率は89.8%であります。ほぼこの比率で、この増加分に対しては、県内の方が9割近く雇用されていると理解しております。

金丸委員

本務者と非常勤の割合はちゃんと把握しているのですか。

高根産業立地推進課長 雇用の対象としては、常時雇用労働者というのが条件になっておりまして、今言われます、正規雇用とかそういうことではありません。雇用条件というのは、雇用保険の被保険者であることです。条件としては3つありますが、企業から直接その人に給与が支払われること、2つ目としては、1年以上の雇用が見込まれること、3つ目としまして、週の雇用の労働時間が30時間であるという要件を満たしていれば、この助成対象としております。

金丸委員

常用雇用ということで助成金を出すことは、今の厳しい雇用情勢の中でやむを得

ないと、一面では思います。しかし、今、国においても、日本の雇用状況全般の中で、いわゆる非正規雇用とか非正規社員というものの見直しも図っていかうという時代背景もあるわけです。そういうことからすると、今の規定ではそうなっているから、当面はやむを得ないとしても、先々については、常勤雇用であっても、正規雇用と非正規雇用の比率をちゃんと決めて、半分ぐらいは正規雇用で雇ってもらうという形を今後は検討していく必要があると私は思っている。非正規雇用や非常勤雇用が当たり前になっているというこの姿を、やっぱり県の助成金を出す以上は打ち破っていくという考え方が必要だと思うんですが、いかがですか。

高根産業立地推進課長 現行、常時雇用ということになっておりますけれども、次の制度の見直しにつきましては、今言われました意見や、実際に雇用している企業さんの意見など、いろいろな社会情勢等も踏まえまして、雇用の状態をどうするかという、助成制度につきましては検討したいと思っております。

金丸委員 今後の課題ということでありまして、ぜひやってもらいたいと思っております。

先ほどこちょっとわらべや日洋という話がありましたね。あれは21年度からですか。ここの課題で扱っていいのでしょうか。

高根産業立地推進課長 22年度です。

金丸委員 22年度ですね。では、それはまた次の機会ということになるけれども、地元で聞いてみると、ほとんど地元の雇用はないというような話になっています。その実態はきちんと把握をして、助成金を出す。その後の追跡調査についても、1年間は常用雇用することになっているけれども、やめた後は企業の自由裁量で、どこからでも採用する、あるいは採用を見合わせてしまうというようなことが生じることはないのですか。ちゃんと歯どめをかけるものはあるのですか。

高根産業立地推進課長 ただいまの、常用雇用の企業に就職した後の状況につきましては、我々が年間、助成を受けた企業に直接行ったり、照会もしております。年に何回かは、この雇用がどのように変更されているかということも、企業に直接聞いたり、電話照会をして、どういう状況であるか確認をしております。

金丸委員 県から求めるのではなくて、もう既に助成金を出しているわけだから、報告の義務を課して、常用雇用をしている人の状況であるとか、いつ入れかわりがあった、人員削減の中で切ってしまった、途中で切ったなど、報告書を出さないという指導をしていくべきではないかと思うんですが、どうですか。

高根産業立地推進課長 すみません。説明が不足しておりました。現在、21年度以降に助成金を出した企業につきましては、まず1年目にどういう状況であるかという報告書を出していただいて、細かい中身もその時点で確認をしております。操業の状況や、どういうものに投資したのか、雇用の状態等についても確認をしております。それ以前の18年から交付した企業につきましては、先ほど説明しましたとおり、企業訪問であるとか、企業からの状況報告もいただきながら、雇用の状況について確認をしております。

金丸委員 私は、これは半年に1回ぐらいずつ報告をさせるというような縛りをかけておく必要があると思います。そうしないと、甘くなってしまって、企業の勝手になって

しまうという危険性があると思っておりますので、ぜひ心がけていただきたいと考えています。

では、先ほど申し上げた、今までの20社に対する助成と、そこで生まれた地元雇用の表をつくって、それを出してもらいたいと思います。

委員長、お願いします。

(ふるさと雇用再生基金等による雇用状況について)

木村委員

先ほど、部長さんのお話の中に、ふるさと雇用再生基金等で2,365名の雇用の創出ができたということで、これは大変喜ばしいことだと思っています。

それが常用に移っていくように、例えば会社によって厳しいところは、半年で終わってしまう人もいたかもしれない、1年で終わるかもしれない、それに対して県でもいろいろな努力をされていると思います。まず現状として、21年度2,365名が採用されたということですが、今、常用雇用に移ったとか、内訳などがありますか。

望月労政雇用課長 先ほどの2,365名のうち、緊急雇用分が1,870名です。これはもともとの制度として、失業した方に対する、次の雇用が見つかるまでの短期の雇用でございますので、常用雇用になる、ならないという考えはございません。あとは、ハローワーク等で応援をしていく。つなぎの雇用ということですので、例えば市町村が事業をつくって直接雇用したり、委託で働いていただくということで1,870名です。

一方、ふるさと雇用再生事業のほうは495名でございますが、これは1年以上の雇用の場を提供するというので、少なくとも3年ぐらいは働いていただくということです。これは民間企業に委託して事業をしております。事業がうまくいけば、正規雇用になるという予定でございます。

この中では、正規雇用、期間の定めのない雇用にした場合には、1人当たり30万円の報奨金を出すことになっていまして、21年度はまだ実績がないんですが、22年度において、21名が正規雇用に移っております。これについては報奨金30万円を22年度に出しております。

木村委員

やっぱり景気がよくなるというところで、短期ということはやむを得ない場合が多いと思うんですけども、先ほどの企業立地と合わせて、山梨県の雇用状況については、既に努力をされているわけですが、短期の場合などは大変よかったと思う反面、また将来についての不安を多くの人を持っているんじゃないかと思うんです。20代とか30代、そういう年代別のものも少しはわかるんですか。

望月労政雇用課長 ふるさと雇用とか緊急雇用で雇用した方の年齢別の内訳ですか。年齢別までの細かい表は把握をまだしておりません。これは、市町村などの大量の事業がございます。基本的にはハローワークを通じて採用いたしますので、年齢の条件は付さないことになっていきます。年配の方も、50代の方もありますし、30代の方もいらっしゃるということで、年齢で分けてしまうことはハローワークとの関係もありますので、年齢制限をつけないという求人登録でございます。年齢でというのは、その点で問題があると思います。

ただ、今後実施するのは、若年者対応であるとか、この前の9月補正等は年齢制限をつけた雇用を進めるということになっていきます。

木村委員

若い人を優先するとか、中高年をどうするというわけではないわけです。それぞれの年代のいろいろな生活の場面で対応しなければならない。苦しい立場にいる方

も多いと思います。ぜひ今後においても、学校を出たけれどとか、結婚もできないというような、いろいろな年代のニーズの中で、いろいろな人がいますので、たくさんの方が解決できるように御努力いただきたいと思います。以上でございます。

(仕事と家庭の両立支援事業について)

石井委員

よろしいですか。この決算説明書の商3ですけれども、仕事と家庭の両立支援事業ということで、成果説明書の44ページに説明が加えられておりますが、この説明によりますと、平成17年度から336人が受講しているということでございます。講習会の開催が3回で52名、それから、個別相談会等が18回行われているということですが、内容の説明をいただきたいと思います。

望月 労政雇用課長

この事業は、仕事と家庭の両立支援ということで、就業規則等の整備、それから、育児介護休業制度が法制化されておりますので、これを就業規則等へきちんと書き込んでいただくと、そういうことです。県内に19団体ある中小企業の集まりである、労務改善協議会というものがございまして、各業種別に多くの企業が集まっております。その連合会である山梨県中小企業労務改善団体連合会にお願いをしまして、講習会等を実施したり、それから、個別相談会、就業規則の改正、整備のための社会保険労務士による相談会を開催しております。

講習会のほうは、平成17年度から21年度まで336人の参加を受けまして、開催をしております。それから、個別相談については、平成21年度は18回の開催ですが、17年度から合計で82回になります。こういうものを中小企業団体と協力して実施をしております。

石井委員

この事業は、仕事と家庭を両立するということですが、当たり前のように考えられているわけなんです、やはりこれで成果が相当出ていると考えておられるのでしょうか。

望月 労政雇用課長

この事業は、特に人材が会社の宝であるという基本的な考え方を持った中小企業の社長さんたちが集まった中小企業労務改善団体をお願いしているんですが、いい人材に長く定着していただくためには、就業規則等を見直ししながら、仕事と生活が両立するような就業体制をつくっていきたいということで、各企業で集まって検討したり、勉強会をして、就業規則等を直しながら、就労環境をよくしていこうということでございます。

石井委員

わかりました。

(小規模企業者等設備導入資金貸付金等について)

もう1点よろしいでしょうか。商10ページ、決算書158ページの小規模企業者等設備導入資金、これと同時に、その下の県単独中小企業設備貸与資金ですけれども、上段にあります設備導入資金については、利用した方が約3分の1、35.8%ということでございます。不用額が約3分の2の64.2%という結果になっているわけです。これはやはり景気等の関係であると思いますけれども、この利用者が少ない原因をどのように考えているか。

尾崎 産業支援課長

小規模企業者等設備導入資金、それから、県単独中小企業設備貸与資金でございますが、この不用額は、事業を行った企業者が少ないというわけではなく、事業を行った事業者自体は、平成20年度から比べますと、21年度は76から92と、ふえてございます。この残りは総融資の枠として、33億円を県あるいは市中の銀行から借りまして、山梨産業支援機構が御用意してございます。制度の趣旨に沿い

まして、十分な融資の枠を確保しながら制度の運用をしていくということで、決して事業数が減っているという状況ではございません。

石井委員 利用者といいますか、融資を受けた人があまりにも少ないということの中でちょっと心配したのですが、それでは、事業的なものには大きな支障はなかったと受けとめてよろしいでしょうか。

尾崎産業支援課長 はい。昨年度は不況ではございましたけれども、小規模事業者の中には、意欲的に設備投資に取り組む方がおられまして、支援機構のほうでもその掘り起こしに積極的に取り組んだということでございます。実績としては、平成20年度から21年度にかけて、数はふえています。

石井委員 特に小規模企業ということでございます。やはり小規模が活性化しないと地域の活性化が図れないと、私は思っているわけでございます。それというのも、景気対策が優先されて、企業の事業が拡大されていかないと、やはり返済などいろいろなことを考えると、それを利用する側にとっては非常に懸念する点があったと思います。そういった点で私も心配しているわけなんですけれども、それについての考え方は、今言ったとおりということでしょうか。私は、理解にちょっと苦しむところがあるのですが。

尾崎産業支援課長 説明が不足している部分がありましたので補足させていただきながら、答弁させていただきます。執行率で見ますと、約33億円のうちの10何億円ということで、半分ぐらいの執行率になっています。制度の中では7年間で返済をしていただくということですので、単年度で見ると100%の執行率になりますと、支援機構のほうでも制度の資金の回しが間に合わないということでございます。金融機関と同様に、十分な資金量がなければ、積極的な貸し付けはできないということでございますので、十分な枠を確保しながらやっているということでございます。

そうした中で、不況ではございまして、小規模事業者の方々は、現状の本業が厳しいということの中で、新たな販路開拓、あるいは第二創業を図ろうという意欲自体は伸びてきていると思います。そういった支援に関しては、新販路開拓などを含めまして、積極的に支援をさせていただいております。

石井委員 今おっしゃられました、本業が非常に厳しいということで、新販路開拓では前向きに進められていると受けとめてよろしいということですね。はい、わかりました。

(商工労働部所管の一般会計歳入歳出決算の状況について)

高野委員 全体的に見ますと、歳入の収入済み額のほうは100%に近いんですけども、歳出の支出済み額は82%ということです。これは、例えば総務省あたりから、10%ぐらいのマイナスシーリングにしろというような話があって、こうなっているのですか。

佐野商工企画課長 決算の状況で、予算現額に対する支出済み額の割合が抑えられているのではないかと御質問でございます。これは翌年度繰り越しとか不用額、不用額につきましては、例えば産業集積の関係や、商工業振興資金特別会計繰出金の関係、短期事業資金預託金の関係で不用額が発生いたしまして、このような形になっているわけです。あくまでも一般的な意味での支出済み額は予算現額に比べて少なくなっている、そういう状況でございます。

高野委員 不用額の説明をよくしてくれる？私たちは、不用額はそういう認識じゃないんだけど。

佐野商工企画課長 大変失礼しました。不用額という言い方はちょっとあれでございますが、不用額、あるいは例えば節約、あるいは先ほどの金融の関係では当初、非常に大きな枠を確保したりという中で、これらの形になったと理解しております。どうも申しわけございませんでした。

高野委員 いや、不用額というのは、使わないお金を不用額と言っているのではないですか。

佐野商工企画課長 不用額の状況につきまして今、御質問がございましたので、詳細の御説明でよろしいでしょうか。

高野委員 しょうがないよ。

佐野商工企画課長 はい。それでは、ちょっとページを……。

高野委員 いや、ページじゃなくて、不用額そのもの自体の説明をしてください。さっき、これは不用額が入っているということだった。だって、これは不用額を抜いてあるから、こういう金額じゃないのですか。不用額は、何かに使っているわけ？

不用額というのは、基本的には、こういう理由で不用ですということを書いてあるんでしょう？この予算で計上されていたけれども、使い切れなかったから不用額となり、こういうぐあいになっているということでしょう。あなた方は、予算書もそうだけど、いかにも私たちによくわからないようなつくり方をいつもするわけよ。例えば概況のこの1ページに歳入、歳出があるんだけど、予算額は載ってないよな。予算額って載っているの？

答弁はいいや。とりあえず、次に進むから。

普通の民間の商店は、収入が幾らで、支出が幾らだという、そういう認識しかないわけです。だけど、このように不用額でくくってみたりするのは、国からの命令で、10%は残しなさいと言っているからなのか。それとも、ここに翌年繰り越しが、今年であれば、60億円あるわけだけど、あなたがさっき言った不用額は、何となく、これも入るような言い方だった。その辺、不用額というのは、使いませんというものなのか、翌年で使いますよというものなのか。ほんとうにそれは不用額に入っているのですか。

佐野商工企画課長 不用額につきましては、これは決算でございますので、当該年度で残として残ったものでございます。

高野委員 それ、残ったものはどうするのですか。

佐野商工企画課長 当然、不用額で、残だということですので、翌年度繰り越しとかそういうことではありません。節約した額ということで、余りでございます。

高野委員 余って、商工の予算全体としては60億円ぐらいが翌年に繰り越される形になっているんだよね。では、せっかく82.6%の執行だったけど、翌年へ繰り越される分というのは、これプラス、どのぐらいあるのですか。

佐野商工企画課長 翌年度繰り越しが明らかなものにつきましては、商6ページにございますが、

工期が次年度に繰り越してしまったもの、産短大の関係の太陽光発電2,661万4,000円、それから、工業技術センターの修繕費及び太陽光発電の設置事業ということで、5,344万6,000円の繰り越しとなっております。

高野委員 だから、繰り越しだって、この表にあるとおり、継続繰越や繰越明許、事故繰越など、いろいろあるわけ。それを合わせて、商工としてはどのぐらいあるのかと。

佐野商工企画課長 商3ページにございますが、翌年度繰越額につきましては8,006万円でございます。

高野委員 これがさっき言った翌年に繰り越す金額という、そういう意味だね。この翌年に繰り越す金額を入れて、82.6%なのですか。それとも、82.6%には、これは入れていないのですか。

佐野商工企画課長 82.6%は予算現額に対しての支出済み額でございますので、翌年度繰り越し額は入っておりません。

高野委員 そうすると、あと17.4%は予算減額しているわけだ。その17.4%はどこへ行ったのですか。

佐野商工企画課長 減額措置後が予算現額となっておりますので、あくまでも支出済み額は予算現額との差額で、61億円はそのまま残っているという状況でございます。

高野委員 その61億円が、要は、県の借金を返す一部になるのかな。

佐野商工企画課長 あくまでも執行残でございますので、借金を返すとかいうことではなくて、残っておるといふ状況でございます。

高野委員 その61億円は執行残で残っているんじゃないでしょう。これ、決算でしょう。執行残で残るわけですか。そこのところは、はっきりしてくれないと。私が不思議なのは、例えば100億円の予算立てして、使うお金が80億円の場合は、20億円残るから、普通のうちでは、借金しているときは、その20億円で借金を返すよね。そういう部分なのかどうかということを知っているわけ。

佐野商工企画課長 ごもつともでございますが、当然、歳出が縮減するということは、結局、入ってくるお金もその分少なくなるわけでございます。要は、予算現額だけの収入が全部あるということではなくて、いろいろな補助金の減額なども含めて、収入が減額される。それに伴って、支出が減額されるという状況でございます。

高野委員 だって、歳入のほうはほとんど100%になっているではないですか。それは単年度の決算的な考え方からいうと、ちょっとつじつまが合わないんじゃないですか。

佐野商工企画課長 調定につきましては、収入済み額というのは全体でありまして、その中で県税収入とか、いろいろなものが全部入ってくるわけでございます。そうした中で、確かに1ページを見ていただきますと、調定額に対する収入は99.8%と高野委員御指摘のとおりでございます。これは全体の中での調定になりますので、その部分につきましては、全体の中で減額の措置がとられていると考えております。

高野委員 収入済み額のほとんどが99%とか100%と書いてあり、歳出のほうは82%というと、普通の商店では、17.4%はもうけになるじゃないですか。だけど、82.6%だったから、税金のほうも例えば10%減になるのかどうか。そういうお話ではないような気がするんだけど。

佐野商工企画課長 収入額につきましては、特定財源などのいろいろな財源との対応がここでうまく御説明できませんので、後ほど資料で提出させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

高野委員 きょうは1グループだけで時間があるから、夕方5時までやっても、資料をそろえてやってもらってもいいんだけど、どうもこの決算特別委員会を見ていると、後で資料をとかいうことになる。これは、1人が聞いているのではなくて、みんなを代表して聞いているんだ。あなたたちはどう思っているのか、「あとは資料を届けます」なんて、それは大間違いだよ。全員が聞いている話だから、全員のところへ資料が飛んでいくというのが当たり前。さっき金丸委員も言ったけど、そうでしょう。みんなの理解が深まるようにしてください。

私の言っているのは、簡単に言えば、そういう部分でお金が出てきたら、多少なりとも、県の借金1兆円の減額になるのかということを知りたい。だから、皆さん方が努力して経費を抑えたのか、お上のほうから言われて抑えているのか。抑えた場合には、県の借金1兆円を2億円でも3億円でも少しは減額できるのかという、最終的にはそこのところを知りたい。だから、そこのところを簡単に部長に答えてもらいたい。

丹澤商工労働部長 説明にちょっと舌足らずのところがありましたが、商1ページの一般会計歳入決算の状況のところをごらん願います。予算規模が336億円、調定額が286億円、収入済み額が280何億円ということで、予算規模に対して、調定額と収入済み額が、右のほうのC/Aというところで見いただきますと84.9%ということで、現実に入ってきたお金は、予算に対しては99%ということではありません。その隣の99.8%というのは、実際に調定をした、具体的に債権債務を確定してお金を納めてくださいというものに対して、実際にお金が入ってきたものが99.8%ということです。予算と実際に入ってきたお金はもうここで50億円の差が出ているということでございます。先ほどの3ページの不用額と翌年度繰越額でございます。歳出のほうでも、不用額で、実際お金は入ってはきていない、予算では想定をしたけれども、入ってきていないということですので、節約の努力の結果、現金でお金がそこに余ったということではございません。

ただ、当然、執行の過程で節約をして、実際想定した額よりも余ったお金もありますから、そういうものを集めて、節約の成果として、それが借金の財源に回るといっても、もっと大きい全体で言えばあろうかと思えます。この60何億円というのは、節約したとか、借金の返済に充てられたりという、その現物ではないということでございます。

高野委員 はい、いいだけでいいから。要は、支出で調整をした部分が、さっき言った、交付税とかいろいろなもので調整されてこうなっているよという意味かな。はい、いいだけでいいよ。

丹澤商工労働部長 大きい意味で言えば、はいです。

高野委員 結構です。

(不用額が生じる原因について)

土屋委員

不用額の議論がされているのでちょっとお尋ねしたいと思います。一般会計と特別会計を合わせると61億円ではないと思うんだけど、一般会計の60億円と、中小企業近代化の特別会計16億円の不用額、さらに商工振興資金の特別会計16億円、これを合わせた金額が21年度の総不用額という見方でいいですか。特別会計ですよ。

佐野商工企画課長 そういう形になります。

土屋委員

決算には当然、不用額がつきものでありまして、不用額が生じる原因は幾つかあるんですね。1つは、担当の職員が一生懸命頑張らなかった。だから、未執行も含めて、不用額が生じる可能性が大だということです。もう1点は、予算の組み立て方の中に、その時代、その時期にふさわしい予算の組み立てがされていないから、不用額が生じた、こういう言い方もできるんですね。いわゆる不用額が生じるような制度であったがゆえに、諸君が一生懸命努力しても、不用額は生じてしまう。

1つ指摘しますと、この非常に不況のときに、設備投資に融資をしますということがふさわしいかどうか。企業は切り詰めなければならない、人を減らさなければならない時期に、設備投資をしろという制度は果たして適合するのかわからないのか、そういうことを私は言いたいんですね。だから、不用額が発生する可能性がある。

先ほどの尾崎課長の説明ですと、近代化する中小企業者のために、設備対応のための融資をしてあげると言うけれども、今、リーマン・ブラザースの破綻以来、すべての産業界が疲弊のどん底へ行っているわけですね。この時期に設備投資をしろと言うほうが逆に無理であると私は思うんですね。だから、私がさっき言ったように、不用額が生じる原因は、部長、何かあると思いますか。私が言った指摘以外にもあると思うんだけど、不用額がどうしてもこのように大きく生じるかという議論をしてみたいと思ひまして、今、聞いたんです。

丹澤商工労働部長 融資の特別会計のほうが特に多いわけですがけれども、そちらのほうは、先ほど來說明申し上げていますがけれども、ある程度、枠で予算を確保しておりますので、実際の借り入れの需要があったかどうか、当初見込んだ予算と実際の借り入れとの差額は、どうしても出てくるということがございます。

土屋委員

答弁はそれだけですか。決算ですから、不用額の議論はここでされて当然だと思います。だけど、大まかに言いますと、一般会計と特別会計を合わせて100億円近い不用額があると、この資料で言えるんですね。それで、ちょっと多過ぎるんじゃないかなど。この商工関係の100億円というのは、要するに、3分の1ぐらいが不用額になってしまうということになるので、この不用額の議論はこの委員会でしなければいけないと思うんですね。

しかし、不用額が生じるには、それだけの原因があると。はっきり言えば、みんなに耳の痛い話をすれば、職員がそのセクションで努力しなかったから、不用額が生じたということも理由の1つ。もう1点は、予算編成の折に、この時期に適合した予算を組み立ててあるかどうか。21年度の予算を計上するときに、これだけの不用額を想定して予算を組まなければいけないと私は思うんですね。先ほど高野委員が質問していたように、予算は、なるべく完全消化するように組み立ててあると思うんです。だけど、何かの事情があって、不用額が生じるということには、その制度にも若干無理があるんじゃないかと。悪いことを言えば、欠陥があるんじゃないかと。数字の上であらわれているんだから、こう言われても仕方がないと思ひま

すね。

そういう意味の不用額論というのは、私は議論していいと思うんですけども、いかがでしょうか。一般会計と特別会計を合わせて約90何億円だという、この財政事情が厳しい折に、不用額ということは未執行で、それだけ使っていないということですから、おかしいじゃないかと。それには何かの要因があったのではないかなということは今、聞きたいわけです。

丹澤商工労働部長 不用額の説明で、例えば商7ページの金融対策費で45億円ぐらいの不用額があるわけですけども、先ほど来申し上げておりますとおり、融資の場合にはやっぱり枠で予算を計上しております。実際の需要が予算に対して不足することは困るわけですので、なるべく多目の枠にしておくということです。21年度に関しては、途中で緊急経済対策絡みの補正もいたしました、融資関係の多目の予算化、この辺が不用額の一番大きい原因かなと思います。商工関係の予算では、ある程度宿命といいますか、そういう面があるのではないかなと思っております。もちろん個々の事業執行の中での不用額もございますけれども、それはそんなに大きい比率ではないと思っております。

土屋委員 では、この21年度予算の不用額、61億円と16億円、16億円は、ほとんど金融の部分だったと、こういう理解でいいですか。

丹澤商工労働部長 今、その何割がということは正確に申し上げられませんけれども、それは後ほどまた精査をして、一覧表の形にして、委員各位にお示しさせていただくことにさせていただきたいと思っております。

土屋委員 部長、十分わかったというような説明でないで、しつこく聞いているんですけども、融資に対しては、枠をとらなければいけないというお話でしたが、融資にしても問題があるんですよ。今言った、3分の1が未執行で不用額だということですけども、融資条件が厳しければ、嫌でも、自動的に不用額が発生するんですね。借りたい人はいっぱいいても、その融資の条件に合わなければ執行できない。枠だけただ組んでおけばいいというものではないんですね。今の時代にふさわしい融資の制度に改めないと、いくら融資を申し込んでも、借りられない人のほうが多いわけですから、今の部長の答弁には、私は納得いかない。融資だから、枠がないと、枠をオーバーしたら困るから、3倍の大枠にしておくという理論は、私は通らないと思えますよ。

今、甲府市内などの中小企業者は、融資に非常に困っているんですよ。頭を悩ませている。県で話を聞けば、枠は3倍もあり、十分だから、いくらでも貸してあげるといってはどうでしょうか？その貸し付けの条件の中に厳しいものがあって適合しないから、不用額が発生する。私は不用額の議論をしているんですから。そうでしょうか？制度上に欠陥がないかと指摘したことは、そういうことなんですよ。困っている人にどんどん貸してあげれば、これは100%執行できますよ。いかがですか。

丹澤商工労働部長 リーマンショック以降、政府のほうで、信用保証協会の保証を、今までは責任共有制ということで金融機関が2割保証していたものを、100%保証しますという裏づけのある緊急保証の制度が、臨時の措置ということで施行されています。それ以降、中小企業者の皆さんの運転資金に対する貸し出しは、かなりスムーズになってきていると考えています。

実際の執行額も、未執行額というところでは、一見、あんまり実行されていないようにお感じになるかもしれませんが、融資額自体は、一昨年度、緊急保証

絡みで制度融資を380億円程度も実行しておりますし、これはリーマン以前に比べますと、ものすごい比率でふえております。

ということで、この執行残の問題につきましては、我々も検討させていただきますけれども、融資については、リーマンショック以降、国も県も、中小企業者の皆さんが借りやすいように制度も改まり、運用もしていると御理解いただいてよろしいのではないかと思います。

土屋委員

まあまあ、部長は商工関係を総まとめにしているわけですから、そういう説明をせざるを得ないと思いますけれども、現実の姿としては、私はどちらかといえば、今、県政を応援しようという立場ですから、部長の今の説明では非常に不満なんです。不用額が90億円以上も発生した21年度の決算は現実的ではないと言いたくなるんですけども、あえてそんなことは言いません。私はこの不用額をなるべく少なくする努力を1年間やっていなかったのではないかと思います。私は、先ほどから、不用額が生ずる原因が2つありますよという話をしています。

部長の説明では、融資の部分だけを抜いてきて、申し込み者が殺到した場合に十分対応できないから、融資の総枠はふやしておかなければならない。当然、不用額が発生するよと、金融の部分だけではこういう説明なんですよね。それ以外に61億円もの不用額があるにもかかわらず、特別会計の金融の部分だけを御説明しているんですけども、61億円の一般会計の不用額の原因は何であったのかという明快な答えがないから、私がちょっとしつこく聞いているんです。

時間も来ているから、この辺でやめようと思いますけれども、ぜひこういう多額に上る不用額が発生しないような予算の編成を当初から組むべきではないかということ、あえて声を大にして訴えておきます。これ以上しつこくやろうとは思いませんけれども、あえて言えば、政党色が変わると、こんな大きな不用額が発生するなら、これは認定できない、反対討論するぞということにもつながっていくんです。

先ほどからの説明では原因がはっきりせず、そういう理由で不用額が誕生したのか、それは無理もないと言うに足りる説明がないから、私は言いたいんだけど、立場上、認定に賛成しますが、ちょっと不用額が多いのではないかということ、この結論として申し上げたい。答弁は先ほどから何回ももらっていますが、明快な答弁がないと思いますので、集約して申し上げたいと思って話しました。以上で、答弁は要りませんが、意見として申し上げておきます。

(高度化資金貸付金の回収について)

白壁委員

高度化資金について、ちょっといいですか。

今の関連という訳ではないのですけれども、金融対策費の中にもこの関係があるんです。しょうがないといえば、しょうがないと思うんです。いわゆる特別会計以外のところにも出ている。この関係もあったり、特別会計もあったりですけれども。

それで、高度化資金の111億円に上る収入未済の関係ですけれども、この決算の前の年ぐらいからRCCが委託されて、積極的に企業の指導等をしながら、債権を減らしていると思うんです。結果、今、この時点で111億円の収入未済のうち、どの企業がどの程度の負債があるのか。RCCが委託されて、現状というか、どのような指導をしながら、結果、どういう成果が出ているか、それをお聞きしたい。

赤池商業振興金融課長 高度化資金の不良債権の残高は、先ほどおっしゃられた111億円ということで、本県の債権は変わらないんですけれども、個別の組合ごとにお話ししても

よろしいでしょうか。

白壁委員 7つあるんですね。

赤池商業振興金融課長 7つありますので。まず、味のふるさと協業組合につきましては、残高が55億円ということで、建物、土地とも競売の手続きにかかっていますけれども、3月に一度、開札しましたが、落札者がありませんでした。その後、第三者から異議が申し立てられていますので、そちらの訴訟に入っており、それが片づくまで、2回目の競売は停止していると聞いています。さらに、味のふるさとに入っている醸造会社が賃料を一宮明和に支払って、それを県に償還するという仕組みになっていますが、償還されないので、賃料を差し押さえたところ、これに対しても供託になりまして、78万円ほどは回収したんですけれども、こちら裁判のほうに移行しているという状況です。

総体的には、現在のところ、21年度までに約1,300万円、今年度に入りまして500万円ほどということで、組合本体とか不動産あるいは保証人から徴求しておりますけれども、なかなか進まない状況です。というのは、今言ったように、裁判とか、競売も昨年3件ほど申し立てたのですが、1年ぐらいたっても、まだ公告に載らないということで、そちらのほうも進んでいない状況で、数字的にはちょっと少ないんですけれども、全体で、RCCに委託してから約1,800万円回収できたという状況です。

白壁委員 RCCへの委託費用、このときの決算は幾らでしたか。

赤池商業振興金融課長 今までの金額でしょうか。

白壁委員 今までのじゃなくて、決算の話。

赤池商業振興金融課長 21年度の委託料は全体では6,200万円ほどで、そのうち県の負担分が2,800万円ほどです。

白壁委員 6,200万円のうち県の負担が2,800万円ということは、この差額部分は、企業というか、再生企業の負担ですか。

赤池商業振興金融課長 こちらの高度化資金につきましては、県と中小機構がある程度割合を決めて融資しているんですけれども、残りは中小企業基盤整備機構が出しております。

白壁委員 ということは、再生計画の中にこの費用も入れるということはないのですね。実質的な55億円の借り入れに対して、これをいかに返済させるかとか、再生させるかということで使っているわけですね。了解しました。

6,200万円で、回収したお金が1,800万円。県の出し分は2,800万円だから、それにしても、マイナスなんですね。それがずっと繰り返されていくということはないと思うんですけれども、裁判の関係で、これを早く回収するためには、まず第一として、保証人の皆さんから回収しなければならない。保証人の関係が裁判に入っているということですか。

赤池商業振興金融課長 裁判につきましては、今のところ、債務者だけで、保証人との裁判はないのですが、連帯保証人ということで公正証書を結んでいますので、それに基づいて、今、任意交渉をしています。それがうまくいかないような場合は、いずれ、競売と

か強制執行あるいは裁判というような形も出てくるかとは思いますが。

白壁委員 高度化資金というのは、制度的に国と県とがどういう割合で負担するのか。それをちょっと説明していただけますか。

赤池商業振興金融課長 高度化資金にもいろいろメニューがありまして、それぞれ割合は違うんですけども、例えば県の負担が多いものであれば、県が40%、機構が40%、そして、貸し付け先が20%というようなものもありますし、県の負担が少ないものであれば、機構が55%、県が15%、残りの部分は貸し付け先がというようなことで、一律に何割とは言えません。

白壁委員 では、味のふるさとの関係はどういう形ですか。

赤池商業振興金融課長 味のふるさとの場合は、機構が40%、県が40%、残り20%が貸し付け先の負担になります。

白壁委員 ということは、40%を県が負担しているものであって、極端に言えば、40%回収したら、県はマイナスはないのですか。でも、基準財政需要額の中に算定されてくるだろうし、75%というところもあるから。でも、25%ぐらい関係するのかな。それにしても、40%回収すればいいという考え方でいいのでしょうか。

赤池商業振興金融課長 先ほどの回収額につきまして、同じような負担割合で中小機構が債権を持っていますので、先ほど言った1,800万円であれば、大体半分ぐらいはお返すということです。ですから、県に残るのはその半分ということで、40%だけ回収すればいいということではありません。

白壁委員 ということですね。ですから、早く回収をしていかなければならない。RCCの指導で再生計画のもとにやっているんでしょうけれども、このままいけば、RCCへ委託する費用も毎年毎年かかってくるわけですし、逆に言うと、まだまだその分の負債が今度はふえてくるんですね。早く解決する方法を考えていかなければならないと思うんです。まだ7件ございますから、それはケース・バイ・ケースでみんな違いますし、表に出せるもの、出せないもの、いろいろあると思うんですけども、この辺は早く解決していかなければならない。

こういうものをほんとうに早く解決することによって、次の、先ほど言われたような融資系統も逆にもっと大きくなると思うんですね。一般会計の商工費の関係とか、特別会計は、県民が安心できるような予算に膨らませながら、なおかつ、安全を求めながらいくと、こういう枠の組み方になってしまうんですね。でも、その中でも、これはなるべくいい形で融資して使っていただくというのが、本来の姿ですから、この辺の努力をしっかりとさせていただきたい。そのためにはやっぱり出のほうもしっかりと管理して、償還されたお金も管理をちゃんとしていかなければだめなんです。

ですから、もう時間ですから、今後につきましては、1日も早く解決をしながら、県の保証した分をしっかりと確保する。それでいて、県内の企業の方々が安心して投資ができる、もしくは、資金繰りもしっかりできるような形へベストで持っていくことが一番、主だと思います。最後、部長の決意をお聞きして終わりたいと思います。

丹澤商工労働部長 高度化資金の問題は、非常に多額の未収金が残っているということで我々も頭

を悩ましているわけですがけれども、RCCへの委託、これも3年目を迎えて、RCCも、裁判とか保証人との交渉とかだんだん煮詰まっております。当初の見込みであれば、できたら3年ぐらいで何とか全部方を付けたいと思っていたんですけども、全部を今年度中にとというのはなかなか難しいかなと思います。裁判所の対応もございますので、それはちょっと難しい。ただ、その中で、可能なものについては今年度中に決着させ、あるいは債権放棄のお願いを議会にするケースも想定されますけれども、そういうことも含めて、今年度中詰めるところを詰めまして、その一部からでも解決、整理を図っていきたいと考えています。

以 上

決算特別委員長 中村 正則